

第十四章 農業協同組合・員外監事

J A農協の監査に従事

平成十五年六月から今日まで、「丹波ひかみ農業協同組合」の員外監事を務めている。これは天理愛児園から関西学院大学まで同窓であり、地元の「みのり農業協同組合」組合長であった神戸秀典君の推薦による。

神戸君がある日突然、私の事務所に来て、彼が組合長を務めるみのり農協エリアの北部に隣接する丹波市の、丹波ひかみ農業協同組合の員外監事に君を推薦しておいたから、是非引き受けていただきたい。員外監事は、一定規模以上の大規模農協には必置義務があり、ほとんどの農協において税理士、会計士、弁護士が就任しているが、近辺の農協では税理士が就任している。君を推薦しておいたから、しっかりとやってくれ。

急なことで、そのうえ有無を言わさぬ態度に参ったが、地方では、大企業である農協の監事はなんだか面白そうであった。断れば神戸君に不義理、引き受ければ後が大変、躊躇している

間に引き受けざるを得なくなり、その後、再選、三選を繰り返して、九年間務めさせていただくことになった。

一旦引き受けてしまうと、金融、共済、営農、購買、販売、加工サービス事業と業務範囲は広く、会計も上場企業と同水準の程度の高いもので、農協の監事監査は、私の知的好奇心をかき立てた。監査実務、特に業務監査は、長尾、兼本、両常勤監事にご指導いただいたが、会計監査は、会計や監査の専門書のほか、関西学院大学商学部の社会人会計講座（TKC新月プログラム二十、二十一年）でも勉強した。

年二回の監事監査以外に、毎月一回、定例理事会に出席している。開田和組合長、関達次専務理事は、すばらしい地域農業の指導者である。毎月末に開催される理事会での発言や、意見を緊張して聞いている。

私は、土地持ち百姓であっても、農家のことはよく分からないが、任期中に一回だけ農協経営について所感を書いている。事務所のホームページに書いたもので、私が対象として採りあげた元の論文が、有名な論文であったため、未だにネット検索で読むことができる。情緒的で、研究者の論文に太刀打ちできる内容ではないが、農協の員外監事を務めた記念に掲載しておきたい。

「農協の解体的改革——米専門農協を設立、企業的農業者を育成せよ」を検討する
平成十七年六月七日、日本経済新聞「経済教室」に掲載された上記の論文（山下一仁稿、経
済産業研究所上級研究員）は、全国のJA農協経営に関する正鵠を得た勇氣ある正論なのかど
うか、現場の視点で検討してみたい。

筆者は、JA全農・秋田県本部によるコメの不正売却事件から稿を起こし、農協の解体的改
革を訴えている。最初に現在の農協が戦前の「農業会」から衣替えしてコメの供出機関として
利用され、行政の下請機関となるとともに、行政と同じく全国、都道府県、市町村の段階で構
成される上意下達の組織となり、現在では（コメばかりではなく）作物を問わず全農家が半強
制的に参加し、かつ多様な事業を行う総合農協となったと現状を分析している。

次に筆者は、農家の多くはコメ作だったのでJA農政活動は、米価引き上げが中心となり、
食料管理制度廃止後においても生産調整によって米価維持に努めた結果、コストの高い零細な
兼業農家に好都合となり、この高米価のおかげで農家に肥料、飼料、農薬、機械などの生産資
材が高く、多く売れたとJA農協の繁栄基盤を分析。また、農業が衰退する一方で、農地転用
売却金をムラ社会の機能を活用して低コストで預金として調達し、准組合員や農薬・肥料会社
への融資などによって国内でも有数の金融機関となった。農家もJAも脱農・兼業化で豊かに
なったと論じている。

J A農協が、農業の衰退を防止し、兼業農家を守るため、営農経済活動を継続し、農家の営農指導を始め、健康指導等多くの指導事業を行ってきたことがまるで評価されていない。それに農業の衰退は何もJ A農協による兼業農家擁護だけに原因がある訳ではなく、戦後の経済成長のなかで農業を選挙基盤とした自民党政治の農業政策にあったことが忘れられている。確かにJ A農協が、米価交渉で大きな力を發揮してきたことは事実としても、それで高米価を維持して「農家もJ Aも脱農・兼業化で豊かになった」とは言えまい。

筆者はこの稿の最後の部分で、衰退した農業の再生を図り、食料供給を向上させるため非効率な零細兼業農家を温存するのではなく、食料供給の担い手として企業的農家を育てる必要がある。そのため、コメ主業農家による専門農協設立支援を提案している。

この専門農協に財政資金を集中的に投下するとともに生産調整を廃止して米価を下げ、兼業農家が主業農家に農地を貸し出すように支援すれば農業改革は進む。また、専門農協とJ A農協は対立する必要はなく、専門農協の組合員はJ A農協の既存施設を利用すればよい。

J A農協は不採算部門を切り捨て、信用・共済事業に特化した方が有利であり、農業関連事業は専門農協によって実施される。そのときこそ「真の農業者のための農政が実現するだろう」と主張している。

確かに現在のJ A農協の大規模化、多角化には目を見張るものがある。J Aグループ全体で

農産物の販売高四兆七一一五億円、資材の取扱高三兆九九五六億円、貯金残高七兆四二〇三億円、共済の総資金四〇兆九四四三億円をみれば、衰退する農業とは対照的にその規模を拡大している（日経ビジネス 十六年六月二十八日号三十二ページ）。

しかし、これを以て「農家もJA農協も、脱農・兼業化で豊かになった」とは断定できない。JA農協は、農民の先祖代々からの唯一の財産としての農地を守るため、兼業農家に儲からない農業を続ける元気と意欲を与え、脱農・棄農を防止してきたのではないか。このため、信用・共済事業を拡大、これを収益源として、営農経済活動を行い、肥料、農薬を戸口から戸口まで、時には圃場まで配達して組合員サービスを続けてきたのである。

また、農家の兼業化は、戦後の著しい経済成長に伴う産業構造の変化によるものであって避けようがなかった。私は、「百姓で喰っていったらどんなによいことか」と言いながら、サラリーマン化していった人を何人も知っている。農民は農業のすばらしさを体で知っているのであって、非効率な零細兼業農家になどなりたくないのである。

次に筆者のいうコメ専門農協について触れる。筆者は、農協の定款で一定規模以上の主業農家に組合員資格を限定し、カバーする区域は県単位でも全国でもよい、上意下達のJAとは違う意欲と元気のある農家による自発的なボトムアップの意志決定に基づく組織を草の根的につくり「農家のための農協」が「農業のための農協」になるべく専門農協のビジョンを描いてい

る。協同組合運動に自由競争社会の競争原理を取り込み、農家ではなく、農業が発展するシステムに専門農協の理想を求めている。

ところで、JA農協の根拠法である農業協同組合法第一条は「この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする」となっており、農業者（農民または農業を営む法人）の地位向上を第一に考えている。また、同第八条は「組合はその行う事業によつてその組合及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的として行つてはならない」として事業の目的を制限し、協同組合の理想を求めている。

これを実現するため、JA綱領は、「地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう」「環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」として、農業と地域に根ざした組織としての社会的役割を謳い上げている。つまり、JA農協の経営基盤は農家にあり、農業の基盤は農家と農協にあるという訳である。農家の地位向上なくして農業再生はなく、JA農協の存在なくして農業再生は成り立たないのである。

JA農協とは別にコメ専門農協を設立支援して、ここに財政資金を集中的に投下して農業改革をと訴える筆者の主張は、コメ作を中心に、（不採算に耐えながら）農家の営農活動を支援している総合農協の果たす役割を評価していないし、コメ専門農協による企業的農家の育成は

協同組合にはなじまないのである。

(注) 酪農、畜産、養鶏、園芸、開拓など特定の分野について限られた事業のみを行っている専門農協は、農業をめぐる時代の移り変わりとともに、その役割を終え、現在では休眠中の専門農協が多く、一部の県では解散、整理が進められているのが現状である。

最後に付け加えておきたことは、今日のJA農協改革が、もともと経済財政諮問会議など政府側から取り上げられるようになったことで、国の農業構造改革がその根っこにあることである(農家の脱農・棄農防止については、農業経営基盤強化促進法二七条に基づく遊休農地の買入、借り受け協議制度参照)。

戦後六十年を経て、産業構造が著しく変化し、コメに限って言えば、兼業農家どころか多くの主業農家の経営ですら大変であること、JA農協の存立基盤となっている協同組合運動のあり方が問い直されようとしていること等々JA農協を取り巻く環境は厳しい。

今こそJA農協の歴史的転換点として捉え、時代の変化に対応したJA農協改革を真摯に検討しなければならない。このたび全国のJA農協で一斉に実施されている経営改革を成功させることは喫緊の課題である。

(平成十七年六月十七日)

現在、農業関係者にとって一番関心の高いことは、①農政の対象が「担い手」に集中、重点化していること、②「担い手」の中心は、市町村から認定を受けた「認定農業者」であること（認定農業者が、JA農協のよき理解者とは限らない）、③とは言うものの小規模農家や、兼業農家も共同して集落営農組織を作ればその構成員として「担い手」となることができること、これを今後どのように育成していくかということであろう。

国の農業構造改革から見えてくることは、農地制度の改革とともに、本来農業にはうまく機能しない市場原理を導入して、農業を産業として自立を図ろうとしていることである。これらの大きな変化に今後JA農協がどのようにかわかっていくか（参入するか）、いま、JA農協の制度のあり方が見直されようとしている。（平成十七年六月二十四日）

※丹波ひかみ農業協同組合の員外監事を二十四年六月まで、九年間務める。はじめは、自宅から本店まで三十キロ強、一番遠い青垣支店や、市島支店までは五十キロ強の遠方であり、地縁、血縁の全くない丹波市で、大規模農協の員外監査の仕事が続けられるかどうか、全く自信がなかったが、大勢の役職員に支えられ、任期を務めることができた。

特に、監査の都度、配布されるJA兵庫中央会の指導内容が充実しており、これを利用して、監査現場で担当職員の方々に質問や問題提起をさせていただくことができた。

還暦を過ぎてから、すばらしい経験ができたことに感謝している。